

6月30日まで

# 児童手当・特例給付現況届を提出してください

▼問い合わせ先

子育て支援課(西合志庁舎)  
☎(242) 1159

児童手当を受給中の人は、現況届を提出する必要があります。6月初旬に「現況届」の用紙を郵送しますので、6月中旬に必ず提出してください。

提出がない場合、資格があっても手当を受けることができません。

### 添付書類

- 受給者の健康保険証の写し
- 平成28年度児童手当用所得証明書(平成28年1月1日現在、本市に住所を有しない人)
- 児童の世帯全員分が記載された住民票(児童が市外に住所を有する場合)

### 提出先

子育て支援課・市民課(合志庁舎)・須屋支所・泉ヶ丘支所

※6月の日曜開庁(合志庁舎午前9時~午後1時)でも受け付けをします。

### 児童手当とは

#### ● 受給対象

児童手当は、中学校修了までの間にある児童を養育している人(父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計をみていく比重が重い人)に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの所得が一定以上の場合は、児童手当額は減額されます。(特例給付)

### ● 児童手当支給月額

3歳未満(3歳の誕生日まで)	一律	15,000円
3歳以上 小学校終了まで	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限者	児童1人につき	5,000円

### ● 支払い時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分まで支給されます。

### ● 所得制限限度額(単位:万円)

税の扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1,002.1
5人	812	1,042.1

### ● 所得制限限度額

前年(1~5月までの所得)については前々年の所得額で判定します。また、所得に一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくはお尋ねください。(公務員の人は勤務先へ)

### ● 受給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されます。

### 退職(失業)による

## 国民年金保険料の特例免除

▼問い合わせ先 健康づくり推進課

熊本西年金事務所  
☎(242) 1183  
☎(355) 3261

厚生年金加入者が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者になる手続きを行ない、月額16,260円の保険料を納めることとなります。

一方、保険料の納付が経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があり、退職(失業)した年の翌々年の6月までの期間について、特例免除制度を利用できます(自己都合退職も含む)。

この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得を除いて審査されます。また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が特例免除に当てはまれば、同時に免除申請をすることで、免除が認められます。ただし、世帯主などに一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

### ● 手続きに必要なもの

- ① 年金手帳など基礎年金番号が分かるもの
- ② 認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

### 保険料の免除・猶予期間がある人へ

#### 「追納」をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額・一部)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときより老齢基礎年金の受取額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。(追納)

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の額が加算されます。追納のお申し込みは、熊本西年金事務所までお尋ねください。



## 平成27年度 情報公開条例の運用状況

市情報公開条例の規定に基づき、平成27年4月から平成28年3月までに受け付けた公文書の開示請求件数などをお知らせします。開示対象は、旧2町の条例施行日以降に作成され、または取得した保存年限内の公文書です。

なお、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会には開示の請求はありませんでした。

### ● 問い合わせ先

総務課 総務・男女共同参画班(合志庁舎)  
☎248-1112

(単位:件)

実施機関の名称	開示請求	開示			不服申立
		開示	部分開示	非開示	
市長	5	2	2	1	0
教育委員会	3	0	3	0	0
合計	8	2	5	1	0

※部分開示とは、個人に関する情報などの非開示情報部分を除いて公文書の一部を開示するものです。

## 平成28年度の国民健康保険税を改正しました

税制改正により、平成28年度から次の2点が変わりました。6月中旬に納税通知書を送付しますのでご確認ください。なお、税率の変更はありません。

### ① 世帯当たりの課税限度額(上限額)の引き上げ

これまで **85万円** → 平成28年度から **89万円**

- 内訳 医療給付費分: 52万円 ⇒ 54万円
- 高齢者支援金分: 17万円 ⇒ 19万円
- 介護納付金分: 16万円(改正なし) …40~64歳の人が対象

### ② 保険税軽減対象の拡大

均等割と平等割の5割・2割軽減の対象を見直し、次の\_\_\_\_\_部分を改正しました。

軽減の区分	軽減判定の所得
7割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円以下の場合(改正なし)
5割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+26万5千円×(被保険者数+※特定同一世帯所属者数)以下の場合
2割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+48万円×(被保険者数+※特定同一世帯所属者数)以下の場合

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人(国保喪失日に国保世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主、擬制世帯主であることが要件)のことです。

● 問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎) ☎248-1114